

沿岸広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年9月20日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉里吉里釜石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市片岸町第10地割106番3地先から74番1地先まで	新	B 58.1~13.0 m	m 310.3
釜石市片岸町第10地割106番55地先から125番地先まで	旧	A 10.4~5.2	153.6
釜石市片岸町第10地割106番3地先から74番1地先まで		B 58.1~13.0	310.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 令和元年9月20日から同年10月21日まで